

# 市町村立学校教職員メンタルヘルス対策推進支援業務 公募型プロポーザル応募要領

## 1 趣旨

当該業務は、市町村立学校の教職員メンタルヘルス対策に関し、県内の市町村教育委員会の取組を支援し、具体的な対応事例に基づくニーズの把握と対応策の検討、実務ハンドブック作成等を行い、他の市町村へ横展開することで、各地域の実情に応じた持続可能な取組の全県的な推進を図ることを目的とする。本要領は、当該業務に係る優先交渉権者の選定を、公募型プロポーザル方式により実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 公募の概要

本業務については、事業者の高度な技術や専門的な知識を活かした提案を広く募り、効率的な調達を行うため、本県に設置する「審査委員会」において、公募型プロポーザル方式により提案内容の評価を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

## 3 連絡先及び書類提出場所

担当：沖縄県教育庁働き方改革推進課 具志

住所：〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮 1-2-16 (旧県立図書館1階)

TEL:098-894-7883 / メール:aa318800@pref.okinawa.lg.jp

## 4 委託業務の内容

- (1) 委託業務名：市町村立学校教職員メンタルヘルス対策推進支援業務
- (2) 契約の履行期間：契約締結の日から令和9年3月26日(金)まで
- (3) 業務内容：別添「仕様書」のとおり

## 5 経費限度額

12,372,008 円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※消費税及び地方消費税は10%とする。

※この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

※経費見積の合計額が当該経費限度額を超えた場合は失格とする。

※見積金額は、追加提案事項を含む本業務のすべての経費を含んだ金額とすること。

※企画提案書に記載された内容について、契約後に本県が承諾した以外の追加費用を伴わずに契約する意思があるものとみなす。

## 6 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアム（共同企業体）とする。

なお、要件（5）については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (2) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。また、代表法人を1社置くものとし、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務を主体的に担うこと。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申請中又は手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申請中又は手続中でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (6) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者について、これらに加入していること。また、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 沖縄県内に事業所を有する者であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせや報告が円滑に対応できる体制及び緊急時、速やかに職員を派遣し対応できる体制を有する者であること。コンソーシアムの場合は、代表法人がこの要件を満たすこと。

## 7 企画提案書を提出することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。

## 8 作業スケジュール(予定)

日付・期限	項目
募集要領、仕様書等の配布	令和8年6月24日(水)~7月17日(金)
質問書の受付期限	令和8年7月6日(月)12:00 必着
質問への回答	令和8年7月8日(水)17:00 迄に回答
企画書(プレゼン資料)提出期限	令和8年7月17日(金)17:00
一次審査結果の通知	令和8年7月22日(水)
プレゼンテーション・審査会の実施	令和8年7月29日(水) 予定 ※別途通知
契約締結	令和8年7月下旬~8月上旬 予定

## 9 応募手続等

(1) 応募にかかる応募要領、仕様書等の配布

- ① 配布期間: 令和8年6月24日(水) から7月17日(金) まで
- ② 配布場所: 沖縄県ホームページ(公募・入札発注情報)に掲載する。

(2) 質問の受付け

① 質問方法: 質問書(様式9)を電子メールにて以下の宛先に提出すること。

- 提出先: 沖縄県教育庁働き方改革推進課
- メール: aa318800@pref.okinawa.lg.jp

※メールの件名は「【質問】市町村メンタルヘルス対策推進支援業務(法人名)」とすること。

※送信後は、速やかに電話で受信確認を行うこと。

② 受付期間: 令和8年6月24日(水) から7月6日(月)12:00 まで

③ 回答方法:令和8年7月8日(水)17:00までに、沖縄県ホームページ(公募・入札発注情報)に掲載する。

(3) 提出書類

① 参加申込等に関する書類

項目	提出書類名	備考
ア	参加申込書	様式1
イ	応募者概要書	様式2
ウ	誓約書	様式3
エ	直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)の写し又はこれに類する書類	
オ	国税、県税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの	
カ	登記事項全部証明書 ※発行から3ヶ月以内のもの	
キ	定款又は寄付行為の写し	現在有効な最新のもの

※コンソーシアムの場合、イ~キは代表法人及び構成員全員分を提出

②コンソーシアム応募に関する書類

(※コンソーシアムで応募する場合、上記①と併せて提出)

項目	提出書類名	備考
ア	コンソーシアム協定書の写し	任意様式
イ	コンソーシアム構成書	様式4
ウ	委任状 ※代表法人以外の構成員全員分	様式5

※コンソーシアム協定書(任意様式)には、以下の項目を含むものとする。

①目的、②名称、③構成員の住所及び名称、④代表法人及び代表者、⑤代表者の権限(※県との折衝、委託料の請求・受領等の権限を有することを明記すること)、⑥構成員

の連帯責任（※本業務の執行に関して連帯して責任を負うことを明記すること）、⑦取引金融機関（※委託料の受取口座）、⑧構成員の個別責任、⑨瑕疵担保責任、⑩協議事項等

### ③企画提案に関する書類

項目	提出書類名	備考
ア	企画提案書鑑	様式6
イ	企画提案概要 ※ウ 企画提案書の内容を簡潔にまとめること	様式7
ウ	企画提案書 ※表紙、目次、企画提案書本体で構成すること ※25 ページ以内とすること。	任意様式
エ	価格提案書	様式8
オ	経費見積書	様式 8-1

※企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

#### (4) 提出部数および提出方法

##### ① 提出方法

持参又は郵送（到着確認が可能な手段に限る）により提出すること。※電子メール等による電子データでの提出は認めない。

##### ② 提出部数

・参加申込等に関する書類（1部）

（ア）から（キ）は、ホッチキス等で固定したりファイルに綴じたりせず、クリップやクリップファイル等で一式にまとめたものを**1部提出**すること。

※コンソーシアムで応募する場合は、以下の点に留意すること。

ア. 参加申込書等(イ)から(キ)までの資格確認に関わる書類については、代表  
法人及び構成員全員分を提出すること。その際、書類が混ざらないよう、法人  
ごとにクリップ等で一式にまとめて提出すること。

イ. 上記に加えて、コンソーシアム応募に関する書類(ア)から(ウ)を提出するこ  
と。なお、(ウ)委任状については代表法人以外の構成員全員分を提出するこ  
と。

・企画提案に関する書類(8部)

(ア)から(オ)は、一式にまとめ、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上  
で、長辺左側に穴をあけ、A4縦フラットファイル等に綴じたものを1部(1冊)とし、**合計8部(8冊)提出**すること。

#### (5) 受付期間等

受付期限までに必着とすること。期限後の提出、提出書類の差し替え及び再提出  
は認めない。

#### (6) 書類の取下げ

提出した書類を取下げの場合は、取下げ願い書(任意様式)を書面により提出す  
ること。なお、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出書類は返却しない。

## 10 審査

### (1) 審査項目

- ① 業務目的等の理解度・的確性
- ② 伴走支援内容の具体性・実効性
- ③ 実務ハンドブックの有用性・実現性
- ④ 業務実施体制及び専門性・スケジュール
- ⑤ 経費の妥当性
- ⑥ 追加提案

### (2) 一次審査

#### ① 審査方法(書類審査)

働き方改革推進課にて参加資格の審査を行う。応募者が4者以上の場合は、さら  
に企画提案書についての書類審査も行い、上位3者程度を選定する。ただし、応募者

が3者以下の場合には企画提案書の審査は省略し、参加資格の適格者全てを二次審査の対象とする。

## ② 一次審査結果の通知

令和8年7月22日(火)に電子メールにて通知する。

一次審査通過者に対しては、企画提案審査会の詳細日程もあわせて通知する。

## (3) 二次審査

### ① 審査方法(プレゼンテーション審査)

企画提案審査委員会を開催し、一次審査通過者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、優先交渉権者を決定する。

### ② 審査日程

審査の日程等は概ね以下のとおりである。※詳細は別途通知する。

ア 日 時:令和8年7月29日(水) 予定

イ 場 所:沖縄県教育庁会議室(旧県立図書館)

ウ 説明時間:提案者あたり30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)

エ 留意事項:(ア) 審査会場への入室は、1提案者につき3名以内とする。

(イ) 審査は提出された企画提案書のみを用いて対面で説明することとし、資料の追加及びパソコン、タブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

(ウ) 正当な理由なく審査委員会に参加しなかった者の提案は無効とする。

### ③ 二次審査結果の通知

令和8年7月30日(木)以降に文書にて通知する。

## (4) 審査対象外

以下のいずれかに該当する企画提案書は、審査の対象外とする。

- ① プロポーザルへの参加資格がない者から提出された企画提案書
- ② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書
- ③ 5に示した経費限度額を上回る価格提案をした企画提案書
- ④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書
- ⑤ 虚偽の記載がなされた企画提案書

## 11 委託契約

### (1) 契約の対象者

優先交渉権者と沖縄県との間で、契約内容等の協議を行い締結する。なお、優先交渉権者との間で協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。また、いずれの企画提案も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。

### (2) 契約金額

契約金額については、優先交渉権者から見積書を徴取し、経費限度額の範囲内において決定する。なお、提出された価格提案書と同額とならない場合がある。

### (3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めなければならない。ただし、同規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 12 留意事項

- (1) 本プロポーザル及び本業務委託契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成、プレゼンテーション審査への出席等に要する費用は、提案者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 審査経過、審査内容等については公表しない。また、個別の問い合わせには応じない。
- (4) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価して決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、本県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 委託期間中、委託期間終了時の検査等において、経費の虚偽申告、過大請求等の不正行為が発覚した場合、沖縄県は受託者に対し、委託費の返還、新規契約の停止、受託者名の公表等の厳しい措置をとる場合がある。